

令和2年度 大阪支部の収支について



広報部鳥 けんぼん
©2018 協会けんぽ大阪支部

● 令和2年度 大阪支部の収支

暫定版

(単位:百万円)

			大阪支部	全国計
収入	保険料収入		862,940	9,461,784
		一般分	862,818	9,460,421
	その他収入		2,058	20,689
		債権回収以外	668	7,489
		債権回収	1,390	13,200
	計		864,998	9,482,473
支出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)		442,542	4,755,777
		医療給付費(国庫補助を除く)	416,478	4,755,777
		(A)-(B)	416,478	4,757,828
		医療給付費(A)		
		災害特例分(B)		
		平成30年度の協会手当分	-	395
		波及増分(B2)	-	1,656
		年齢調整額	14,524	-
		所得調整額	11,540	-
		現金給付費等(国庫補助等を除く)	40,111	449,569
		前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)	307,885	3,450,847
		業務経費(国庫補助を除く)	11,796	132,217
		一般管理費(国庫負担を除く)	3,274	36,692
		その他支出	3,485	39,065
	平成30年度の収支差の精算	▲560	-	
	平成30年度のインセンティブ	328	-	
		加算額	328	3,663
		減算額	0	▲3,663
	計		808,862	8,864,168
収支差	計		56,136	618,305
		全国平均分	55,165	618,305
		地域差分	971	-

- (注) 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 2. 「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和2年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う平成30年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
 また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
 5. 「平成30年度の収支差の精算」は、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 6. 「インセンティブ」は、平成30年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及びニ並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。

● 令和2年度の支部別収支差（地域差分）の保険料率換算

暫定版

（※ 保険料率換算は、令和2年度の総報酬額の実績に基づく参考値である。）

		支部別収支差 （地域差分）	総報酬額（2年度実績）	保険料率換算	
		(a)	(b)	(a)/(b)*100	（順位）
		（百万円）	（百万円）	（%）	
27	大阪	971	8,442,445	0.01	（18）

- 令和4年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和4年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和2年度の支部の収支差（地域差分）を令和4年度の総報酬額の見込額で除したもものになるため、表中の保険料率換算（収支差（地域差分）を令和2年度の総報酬額の実績で除したもの）とは異なる。